

内部管理基本方針

令和4年8月10日
あい証券株式会社

当社は、信用の維持及び顧客保護等を確保するとともに金融の円滑化に寄与するため、経営管理態勢の整備・確立に係る基本方針「内部管理基本方針」を以下のとおり定め、組織全体に周知させるとともに対外的に公表することにより、「顧客本位の業務運営」を徹底するとともに、業務の健全性及び適切性を確保する。

(法令遵守)

- 第1条 当社は、「行動規範」を制定し、代表取締役があらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について全役職員に周知徹底することにより、法令等を遵守した社会的責任を果たすことを企業活動の前提とすることを確認する。
- 2 役職員のコンプライアンスの着実な実践をはかるため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全役職員に周知するとともに、定期的に研修を実施しコンプライアンス意識の向上に努める。
 - 3 コンプライアンス部は法令等遵守状況のチェック及び管理等を行なうとともに、各部署にコンプライアンス責任者を配置し、法令等遵守態勢の徹底を行なう。
 - 4 不正行為等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度規程等により報告・連絡・相談体制を構築する。報告を受けたコンプライアンス部は、その内容を調査し、関係部と協議のうえ再発防止策を決定し、実施する。
 - 5 不祥事件の未然防止のため、職員の人事ローテーションと長期連続休暇制度を実施する。
 - 6 内部監査室は、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、事務管理態勢、業務執行態勢、各部署業務及びリスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を取締役会及び外部アドバイザー・ボードに報告・諮問するとともに、必要に応じて被内部監査部署に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
 - 7 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対し「反社会的勢力対応の基本方針」を制定し内外に公表するとともに、全職員に周知徹底し、確固たる信念を持って反社会的勢力を排除する。

(情報管理)

- 第2条 役職員の職務の執行状況に関する情報については、文書管理規程等に従い、各種会

議等の議事録を作成し、稟議書等原資料とともに保存する。

- 2 これらの文書については、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

(リスク管理)

第3条 取締役会は、「リスク管理に係る基本方針」及び「リスク管理規程」を制定し、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢を整備するとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図る。

- 2 コンプライアンス部は、各リスクの管理部署を通じて常時モニタリングを行なうとともに、「リスク管理委員会」における各種リスクの保有状況や対応方針等に係る検討結果等の総合的なリスクの状況を定期的に取り締役会及び外部アドバイザー・ボードに報告する。
- 3 内部監査室は、「内部監査方針」及び「内部監査規程」等を取締役会で決定し、内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、取締役会及び外部アドバイザー・ボードに報告するとともに、必要に応じて被内部監査部署に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- 4 災害、危機等の緊急事態に備えて、「危機管理マニュアル」を制定し、定期的に訓練等を実施する。

(効率的職務執行)

第4条 各部責任者の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する体制の基礎として、マネージャー・ミーティングを毎月1回以上開催する他、必要に応じて適宜開催する。

- 2 取締役会は、組織・就業・業務分掌・職務権限等に関する諸規程の策定を指示し、効率的な職務遂行を図る。
- 3 取締役会は、経営方針、経営計画及び総合予算、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応はマネージャー・ミーティングの判断に委ねるとともに、業務運営の進捗状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて改善策等の検討を指示する。

(監査役の職務の補助)

第5条 監査役は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。

- 2 監査役の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監査役の同意を得たうえで決定するものとする。
- 3 監査役の職務を補助すべき職員に対する業務遂行上の指示命令権は、監査役に移譲されるものとし、取締役会の指揮命令は受けないものとする。

(監査役への報告)

第6条 役職員が法令若しくは就業規則に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は、当該事実を遅滞なく監査役に報告する。

- 2 監査役は、いつでも各部署責任者及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- 3 監査役は、経営及び業務の状況を把握するために取締役会、その他の重要な会議に出席する。

(監査役への報告体制)

第7条 監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等的一切を含む)をしてはならないものとする。

- 2 当該報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、就業規則等に則り厳格な処分を行うものとする。

(監査役の監査費用に関する事項)

第8条 監査役より、職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があるときは、当該請求に係る費用等がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとする。

(監査の実行性の確保)

第9条 監査役は、職務を適切に遂行するため、取締役会、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス部等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行なう等、適正な監査の実施に努める。

附則

本基本方針は令和4年8月10日より施行する。